

重要事項確認書

以下全ての事項をご確認・ご理解いただいたうえで、□にチェックをお願いします。

□	1	申請年度の入所案内をよく読み、申請方法等の内容を十分理解した上で、申請してください。 提出された書類の記載に誤り・不備・虚偽がある場合、申請・入園・在園が無効・取り消し・退園となります。
□	2	各保育施設（事業者）により、職員体制や保育の対応は異なります。児童の状況（疾病・障がいの有無、アレルギー等の有無、発育や発達の状態など）によっては、書類審査で利用可能となった場合でも、面談及び健康診断において保育が困難と判断され、利用不可となる場合があります。保育施設では、専門的な療法による治療や医療行為（与薬等）は原則行いません。
□	3	提出された書類の内容を、資料の作成元（就労先等）に電話で確認する場合があります。
□	4	課税証明書の不足等により保護者の課税状況が確認できない場合、利用調整において所得割額を最高額で審査します。
□	5	提出された書類は返却できません。必要な場合は、ご自身で事前にコピー等を済ませた上で提出してください。
□	6	教育・保育給付認定を受けても、希望者数が多数の場合など利用調整の結果、入園できない場合があります。 教育・保育給付認定は入園を保障するものではありません。
□	7	特定地域型保育事業を卒園し、連携施設への進級を除き引き続き保育を希望する場合、改めて申請が必要です。
□	8	申請書の有効期限は、年度内です。翌年度以降の入園を希望する場合は、改めて申請が必要です。また、辞退した入所希望月の属する年度において、再度利用申請を行う場合は、改めて申請書類一式を提出していただく必要があります。
□	9	入所希望月の属する年度以前において、保護者に保育料の滞納があり、納付相談を行っていない場合には調整指数の-20が適用となります。
□	10	転園が内定した場合、転園元の園は自動的に退園となります。 二次調整（内定園での面談及び健康診断）において保育が困難と判断され、利用不可となった場合でも元の園に戻ることはできませんので、希望施設には事前に相談をしてください。
□	11	認定された時間（保育標準時間・保育短時間）は、施設での実際の保育時間ではありません。 実際の保育時間は、ご家庭の状況に応じて、利用開始後に入園が決定した施設の施設長が決定します。
□	12	特段の理由なく1か月以上登園がない場合（長期の休み）や市外に転出した場合、原則として退園となります。 ただし、保護者の里帰り出産による休みの場合は、出産予定日の月とその前後1か月（6月が出産月の場合、5・6・7月）については、特例として登園しないことを認めますが、保育料は減額とはなりません。
□	13	保育料は1か月単位です。月の途中で退園した場合や登園しない場合でも、1か月分の保育料を負担していただきます。
□	14	<就労内定で申請した場合について> 申請時と同一の内定先で就労を開始した証明として、就労開始日から2か月以内に、就労実績が記載された就労証明書を提出してください。提出がない、雇用契約内容と乖離がある、または同一の就労先で就労を開始していない場合、無効な申請として取り扱い、退園となります。
□	15	<求職認定での申請・入園について> 求職認定を受けて入園した場合、認定証の有効期間（3か月以内）の間に、月48時間以上の就労を開始し、就労証明書等を提出してください。提出されない場合、退園となります。
□	16	<内定を辞退した場合について> 辞退した入所希望月の属する年度において、再度利用申請を行う場合には調整指数の-10が適用となります。
□	17	<特別支援保育（保育に当たって特別な配慮を必要とする場合）について> 特別支援保育枠は募集園・募集数に限りがあり、その時点の空き状況によって募集がない園やクラス年齢があります。
□	18	<入園後に下の子が生まれた場合の上の子の在園について> 上の子が認可保育園の在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の在籍は、下の子が満1歳を迎えた後の初めての4月末まで可能です。その4月末までに下の子の育児休業を終了しない場合、上の子も退園となります。
□	19	<申請後に指数が下がる変更があった場合について> 保育の実施基準指数表、育休・産休及び、保育士優先の項目において、申請後に指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。
□	20	<転職・退職について> 申請後に保育の実施基準指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。
□	21	<育児休業・産前産後休業（育休・産休）中の申請について> 基準日時点において育休・産休中の申請の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。 ①育休・産休を取得している就労先に利用開始月の翌月初日までに復職すること。（育児休業終了証明書をご提出ください。） ②育休・産休を取得している就労先に利用開始日時点で在籍していること。
□	22	<育児休業中できょうだい申請の場合> きょうだいが2人以上いて下の子の育児休業中であり、上の子のみ保育施設の利用を開始する場合であっても、下の子の育児休業を明けていただく必要があります。育児休業を明けない場合、上の子は退所となります。

上記の事項について十分に確認し、理解しましたので、同意の上、申請します。

年 月 日

申請者（保護者）名